

上天草市病院事業工事等指名競争入札参加者等選定に関する要綱

平成24年3月8日病院事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は上天草市病院事業が発注する建設工事に係る指名競争入札に参加させようとする者を選定する場合における基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査)

第2条 前条に掲げる事項は、上天草市建設工事等指名委員会（以下「委員会」という。）が審査する。

2 委員会に関しては、上天草市建設工事等指名委員会規程（平成16年上天草市告示第85号）によるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。